

北上市告示甲第76号

北上市ものづくり企業カーボンニュートラル補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第63号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月25日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助対象経費)</p> <p>第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費（振込手数料その他の間接経費及び公租公課を除く。）の全額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第7 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、<u>市長が別に定める日までに北上市ものづくり企業カーボンニュートラル補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(補助金交付の実施期間)</u></p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費（振込手数料その他の間接経費及び公租公課を除く。）の全額とする。<u>ただし、第4第2号及び第3号に掲げる事業については、第8の規定による補助金の交付決定の通知をした日の属する年度内に支出が完了した経費に限る。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第7 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、<u>令和7年3月31日までに北上市ものづくり企業カーボンニュートラル補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>

第11 この告示による補助金の交付を実施する期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(補則)

第12 [略]

(補則)

第11 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。